

別表第1(①身体障害者)

区 分		障 害 の 級 別								
障 害 の 区 分		所有者			身体障害者等が所有			身体障害者等と生計を一にする者が所有		
		運転者			身体障害者本人が運転	身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者のみ)を常時介護する者が運転	身体障害者等と生計を一にする者が運転	身体障害者本人が運転	身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者のみ)を常時介護する者が運転	身体障害者等と生計を一にする者が運転
		A 欄			B 欄					
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1			左に同じ					
聴覚障害		2級及び3級			左に同じ					
平衡機能障害		3級			左に同じ					
音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害があるものに限る。)			左に同じ					
上肢不自由		1級及び2級			左に同じ					
下肢不自由		1級から6級までの各級			1級、2級及び3級並びに4級から6級までの各級で他の障害を重複する場合は、身体障害者手帳の等級が1級又は2級					
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級			1級から3級までの各級					
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級			左に同じ					
	移動機能	1級から6級までの各級			1級、2級及び3級並びに4級から6級までの各級で他の障害を重複する場合は、身体障害者手帳の等級が1級又は2級					
心臓機能障害		1級及び3級			左に同じ					
じん臓機能障害		1級及び3級			左に同じ					
呼吸器機能障害		1級及び3級			左に同じ					
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級			左に同じ					
小腸機能障害		1級及び3級			左に同じ					
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級			左に同じ					
肝臓機能障害		1級から3級までの各級			左に同じ					

別表第2(②戦傷病者)

区分	重度障害の程度又は障害の程度					
	所有者			戦傷病者と生計を一にする者が所有		
障害の区分	戦傷病者が所有		戦傷病者と生計を一にする者が所有		戦傷病者と生計を一にする者が所有	
	戦傷病者が運転	戦傷病者等(戦傷病者等のみで構成される世帯の者のみ)を常時介護する者が運転	戦傷病者と生計を一にする者が運転	戦傷病者が運転	戦傷病者等(戦傷病者等のみで構成される世帯の者のみ)を常時介護する者が運転	戦傷病者と生計を一にする者が運転
	A 欄			B 欄		
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症			左に同じ		
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症			左に同じ		
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症			左に同じ		
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害があるものに限る)			左に同じ		
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症			左に同じ		
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症			特別項症から第3項症までの各項症		
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症			特別項症から第4項症までの各項症		
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症			左に同じ		
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症			左に同じ		
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症			左に同じ		
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症			左に同じ		
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症			左に同じ		
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症			左に同じ		